

# 木育マイスター認定要領

## 第1 趣 旨

道においては、子どもをはじめとするすべての人びとが「木とふれあい、木に学び、木と生きる」取組である「木育」を推進しているところであり、近年、民間主体による活動が活発化するなど、道民が木にふれ親しむ機会は増え、「木育」は道民に着実に普及しつつある。

この「木育」の取組をさらに道民の間に広げ、道民運動として展開・定着させるため、「木育」の理念を十分に理解し、木育活動の企画立案やコーディネートができ、指導的な役割を果たす人材を「木育マイスター」として認定し、その活動を助長するものである。

## 第2 期待される役割

木育マイスターに期待される役割は、木育活動の企画立案・コーディネート・指導・助言などを通して「木育」の普及啓発を行うこととする。

## 第3 認定要件

木育マイスターの認定は、「木育マイスター」育成研修を修了するとともに、「木育」の理念を十分に理解し、その普及啓発や活動の指導等を行うことができる者に対して行うものとする。

## 第4 認定の手続き

知事は、第3の認定要件を満たす者を木育マイスターとして認定し、認定証（別記第1号様式）を交付するとともに、木育マイスター認定台帳（別記第2号様式）を作成・保管するものとする。

## 第5 認定の取り消し

知事は、木育マイスターが次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 社会的、道義的に木育マイスターとしてふさわしくない行為があった場合
- (2) 木育マイスターから辞退の申し出があった場合

## 第6 木育マイスターの活用

- 1 知事は、認定した者の内、木育マイスターとして活動しようとする者について、本人の承諾を得た上で必要な事項をホームページ等で公開するものとする。
- 2 市町村や木育活動を行おうとする団体・企業・個人等が木育マイスターから指導や助言を受ける場合は、原則として直接連絡調整を行うものとする。
- 3 知事は、市町村や木育活動を行おうとする団体・企業・個人等から木育マイスターの活用に関する相談を受けた場合は、必要な助言や調整を行うものとする。

## 第7 道の責任等

この要領の規定に基づき認定された木育マイスターが自ら行う木育活動において、不利益等があった場合にも、知事は一切の責任を負わないものとする。

## 第8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

## 附 則

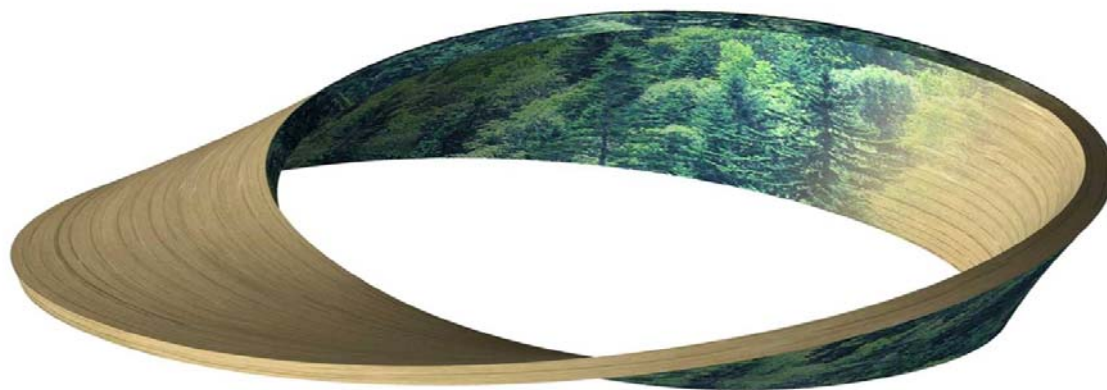
この要領は、平成23年2月9日から施行する。

# 認 定 証

様

木育マイスター認定要領に基づき

あなたを木育マイスターと認定します



平成 年 月 日

北海道知事

